

新型コロナウイルス関連(アブダビへの入域等に関する新たな措置(11月8日から))

在ドバイ日本国総領事館

【ポイント】

●ドバイ等の他の首長国からアブダビ首長国への入域に際し、これまでと同様に48時間以内に発行されたPCR検査又はDPI検査の陰性証明が必要であることに加え、新たな措置として、入域後4日目及び8日目に、別途PCR検査を受検することが規定されました。本件措置は、11月8日から開始されます。

●なお、UAE国外からアブダビ首長国に入国した場合の自主隔離措置及びリストバンドの装着は、引き続き義務づけられています。

【本文】

1 アブダビ政府は、ドバイを含む他の首長国から陸路でアブダビへ入域した際の新たな措置を11月8日(日)から開始することを発表しました。

(1)入域時(変更なし)

これまでと同様に、48時間以内に発行されたPCR検査又はDPI検査の陰性証明を携行することが必要です。

(2)滞在中(新規)

アブダビに4日以上連続して滞在する場合、入域から4日目及び8日目に、改めてPCR検査を受検することが規定されました。これら検査を受検しない場合は、当局から罰金が科せられます。

なお、受検日は、アブダビ入域日を1日目として起算します。

(例:日曜日にアブダビに入域した場合は、水曜日(4日目)にPCR検査が必要。その後さらに滞在中の場合は、次の日曜日(8日目)にも別途、PCR検査が必要。)

(3)留意事項

入域前の検査はPCR又はDPI検査のいずれかを選択可能ですが、入域後4日目及び8日目に受検する検査はPCR検査であることが規定されています。

2 なお、UAE国外から空路でアブダビへ入国(入域)する場合の14日間の自主隔離及び追跡用リストバンドの装着は、引き続き義務づけられています。

(例:国外からドバイ空港に到着し、10日目に陸路でアブダビへ入域する場合、アブダビにおいて4日間の自主隔離及びリストバンドの装着が義務づけられる。リストバンド装着者は、UAE入国から12日目に別途PCR検査を受検する必要があり、陰性であった場合は、14日目に当局によってリストバンドが外される。)

3 本メールに記載した情報は11月6日時点のものであり、当局による各種規制や措置は、今後も予告なく変更または追加されることが予想されます。また、首長国ごとに措置が異なる点にも十分な注意が必要です。

在留邦人の皆様及び当地に一時滞在中の皆様におかれましては、マスクの着用や手洗いなど、十分な感染予防に努めていただくとともに、当局による公式発表等から最新の情報の入手に努めてください。

【本件に関する参照先】

○アブダビ・メディア局公式ツイッター

<https://twitter.com/admediaoffice/status/1324005731021004803?s=20>

○在アラブ首長国連邦日本大使館

(新型コロナウイルス関連情報)

https://www.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/Covid-19.html

【一般的な参考情報】

○ドバイメディア局公式 Twitter: <https://twitter.com/DXBMediaOffice>

○ドバイ保健庁(DHA) 公式 Twitter: https://twitter.com/dha_dubai

○ドバイ警察公式 Twitter: <https://twitter.com/dubaipolicehq>

○外務省海外安全ホームページ: <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○たびレジ: <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

○厚生労働省(日本への入国に関する情報)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html

在ドバイ日本国総領事館

電話: +971-(0)4-293-8888 (日～木曜 08:00-16:00、ラマダン中は 08:00-14:00)

FAX: +971-(0)4-332-4474

所在地 : 28th Floor, Dubai World Trade Centre, UAE

ホームページ: http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※本メールは、在留届提出者及びたびレジに登録されている方に送付しています。

※在留届の「変更届」及び「帰国届」をご提出される方はこちら。

http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_orr.html
